

## 第2次長野市消費者施策推進計画の策定について (令和4年度～令和8年度)

### 計画策定の趣旨

消費者教育の推進に関する法律に基づき、国の基本方針及び第2次長野県消費生活基本計画（第2次長野県消費者教育推進計画）を踏まえ、第1次長野市消費者施策推進計画の後継計画として策定するもの

市は、国の基本方針及び県の消費者教育推進計画を踏まえ、市域における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努める（第10条第2項）

## 第2次「長野県」消費生活基本計画の概要

平成30年4月～令和4年3月

### 基本理念

県民、消費者団体、事業者団体等、地域の多様な主体及び行政が、連携し協働することで消費生活の安定と向上を目指す。

### 基本方針

- 1 県民の安全・安心な消費生活の確保
- 2 商品・サービスの適切な選択機会の確保と事業者への指導
- 3 あらゆる人への消費者教育・啓発等の充実と人材育成
- 4 県民の意見が反映された消費者行政の推進
- 5 相談体制の充実・強化

### 重 点 目 標

- 1 消費者大学や出前講座等の「学び」の場を提供し、年間受講者2万人を目指す。
- 2 「長野県版エシカル消費※」の認知度100%を目指す。
- 3 特殊詐欺被害認知件数90件以下を目指す。
- 4 県内全ての市町村に高齢者等見守りネットワークを構築する。
- 5 相談窓口を充実、県内の市町村消費生活センターの人口カバー率100%を目指す。

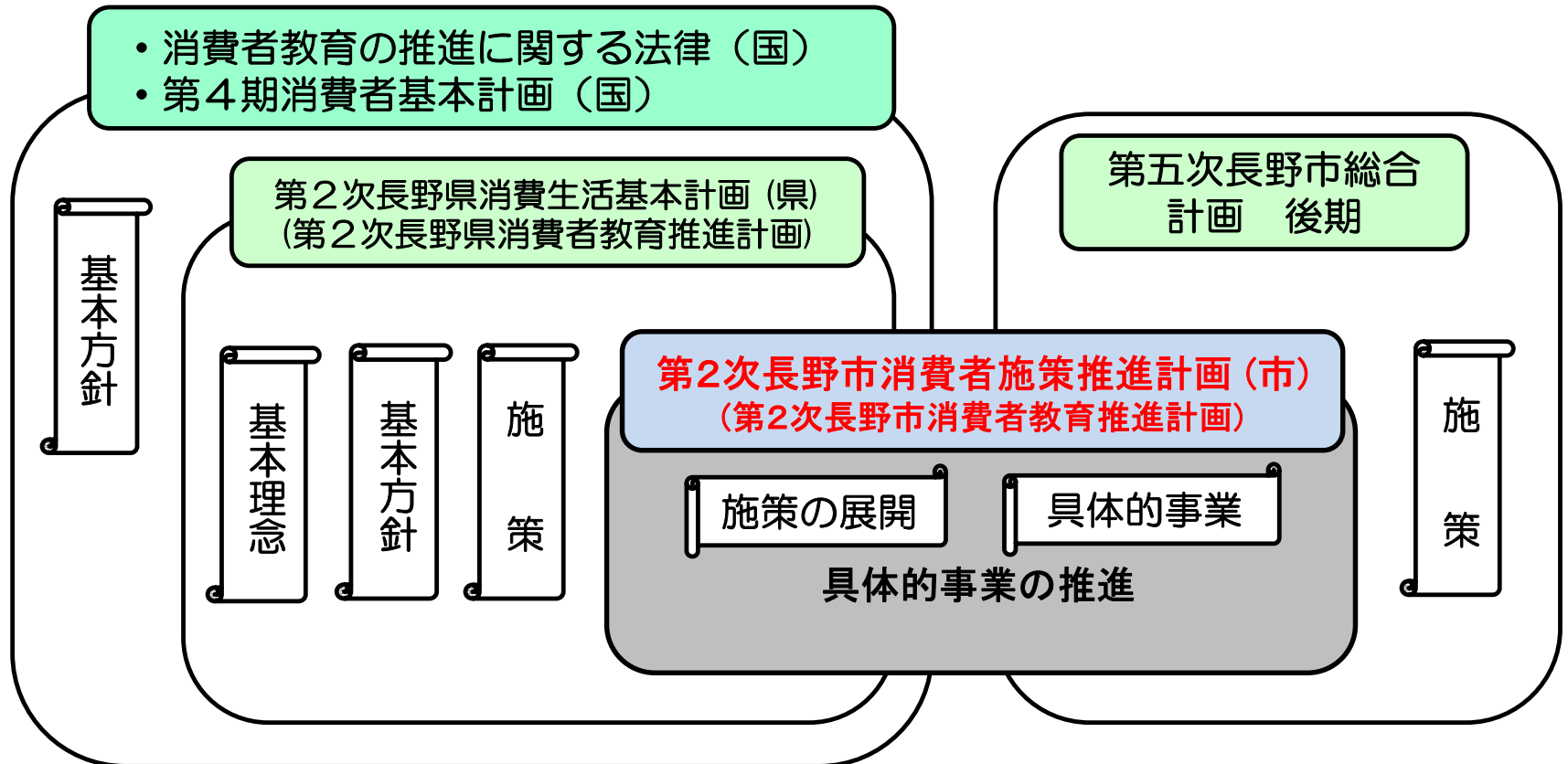
※人・地域・社会・環境などに配慮した消費者行動を指す「エシカル消費」に、健康長寿県である本県独自に「健康」もその内容として加え、強調したもの

# これまでの経過

	国（消費者庁）	長野県	長野市
H24. 12	消費者教育の推進に関する法律 施行		
H26. 6		第1次長野県消費生活基本計画 策定 （第1次長野県消費者教育推進計画）	
H27. 4	第3期消費者基本計画 策定		
H28. 4	改正消費者安全法 施行		
H29. 4			第1次 長野市消費者施策推進計画 策定 （計画期間：H29～R3）
H30. 4		第2次長野県消費生活基本計画 策定 （第2次長野県消費者教育推進計画）	
R 2. 4	第4期消費者基本計画 策定		

## 第2次長野市消費者施策推進計画の位置づけ

- ◆第2次長野県消費生活基本計画の「基本理念」及び「施策推進の基本方針」を共有し施策を展開
- ◆第五次長野市総合計画 後期の「個別計画」として、消費者施策を総合的かつ計画的に推進（分野4 安全で安心して暮らせるまち[防災・安全分野]）



## 計画の性格

- 1 県の「基本理念」及び施策を推進するための「基本方針」等を共有した上で、市が推進すべき施策を計画の事業とする。
- 2 「第五次長野市総合計画後期計画」を推進するための個別計画とし、計画期間は後期計画との整合を図り、**令和4年度から令和8年度の5年間**とする。

## 計画策定に向けて

- 1 消費者施策を推進する事業を把握するため、**関係課との連絡会議**を開催し、「現在実施している事業」の集約と「今後取り組む事業」を検討する。
- 2 県の重点目標や社会情勢も踏まえ、市が今後「重点的に推進する施策」を設定する。

## 重点目標の素案 ※長野市消費生活協議会（R3. 2開催）に提示

- 重点目標 1 : 特殊詐欺被害認知件数20件以下を目指す。
- 重点目標 2 : 高齢者等の被害未然防止と見守り活動の連携強化を図る。
- 重点目標 3 : 関係機関と連携した消費者教育の推進を図る。
- 重点目標 4 : 成年年齢の引下げによる消費者教育の推進を図る。

会議は、  
各課担当者で構成

## 特殊詐欺等の 被害防止

長野県警察  
(助言)

■福祉政策課  
民生委員の協力

■地域包括ケア推進課  
地域包括支援センター  
との連携

■高齢者活躍支援課  
高齢者施設での啓発

■障害福祉課  
障害者の被害防止

■地域活動支援課  
防犯協会との連携

## 市民窓口課 消費生活センター

■健康課  
食育の推進

■学校教育課  
学習指導要領に基づく消費者教育等の実施

■食品生活衛生課  
食品監視、指導

■生活環境課  
ごみの減量、再資源化、  
食品ロス削減

■環境保全温暖化対策課  
マイバック持参運動、環境  
団体との協働による取組

■農業政策課  
地産地消

■家庭・地域学びの課  
公民館等での消費者教育  
成年年齢引下げ

市民の安全・安心

消費者教育の充実

日 程	内 容
令和3年6月1日	部長会議
6月24日	第1回 庁内連絡会議 内容の調整
8月下旬	第1回 長野市消費生活協議会 第2次推進計画(案)の確認
9月、10月	担当課と調整
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨時部長会議 第2次推進計画(案)の説明</li> <li>・ 市議会政策説明会 第2次推進計画(案)の説明</li> </ul>
12月	パブリックコメント
令和4年1月	第2回 長野市消費生活協議会 第2次推進計画(案)の承認
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨時部長会議 第2次推進計画(案)の決定</li> <li>・ 市議会政策説明会 第2次推進計画の決定内容を説明</li> </ul>
4月	施行

# 第1次計画の重点目標の状況

(計画期間 平成29年度～令和3年度)

重点目標	平成27年度	目標値	令和元年度	令和2年度
特殊詐欺被害認知件数の半減 (出典:長野県警察)	54件	25件	27件	29件
通信販売(インターネット等)の被害半減	99件	50件	59件	59件
高齢者等の見守りネットワークを構築	—	ネットワークを構築	平成30年4月から 運用開始 長野県、中央・南警察署、高齢者福祉関係課、地域包括支援センター ほか	
市くらしの安心サポーター登録	22人	30人	31人	30人
出前講座の年間開催	22回	30回	20回 参集者687人 (学校 1校)	8回 参集者428人 (学校 2校)